議第111号

呉市税条例の一部を改正する条例の制定について 呉市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例の一部を改正する条例

呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線で示すように改正する。

·	
改正前	改正後
	_(督促)
第 1 4 条 <u>削除</u>	第14条 納税者又は特別徴収義務者が納
	期限までに徴収金を完納しない場合にお
	いては、市長は、納期限後30日以内に、
	督促状を発しなければならない。ただし、
	<u>法第13条の2第1項の規定により繰上</u>
	徴収をする場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

市税に係る督促状の発付期限を延長するため、この条例案を提出する。